

国立大学法人東京工業大学中期目標・中期計画・年度計画一覧表

中期目標	中期計画 番号	中期計画	17年度年度計画
<p>Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>「高い学力，豊かな教養と論理的思考に基づく知性，社会的リスクに対応する力，幅広い国際性を持つように教育する」という教育理念に基づき，『創造性豊かな人材を輩出する』。</p> <p>○ 学士課程では，国際的リーダーとして不可欠な理工系基礎学力，幅広い教養，科学技術倫理の理解力及び確かなコミュニケーション力を基に各界のリーダーとなりうる人材を育成する。</p> <p>○ 修士課程においては，優れた国際的リーダーとして必要な専門学力，豊かな教養及び優れたコミュニケーション力を基に学界及び産業界をリードできる科学者・技術者を育成する。</p> <p>○ 博士後期課程においては，科学技術及び社会に対する広い学識を修得し，国際的に高度のリーダーシップを発揮できる先導的科学者，研究者あるいは高度専門職業人を育成する。</p>		<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置</p>	
		<p>○ 学生収容定員は別表のとおりである。</p>	
	1	<p>○ 科学・技術に対する確かな専門能力を基礎として，豊かな創造性を十分に発揮してさまざまな分野のリーダーと成りうる人材を養成するための教育プログラムを，教育推進室を中心に策定し，実施する。</p>	<p>・教育推進室が策定した大学が輩出すべき学部卒業生及び大学院修士生の像に基づいて，学部・大学院のカリキュラムを各学科・専攻で再検討し，改善すべきカリキュラムがあればその実施準備をする。</p> <p>・既に設置したものづくり教育研究支援センターを活用し，創造性育成教育を推進する。</p> <p>・創造性豊かな人材を輩出するための教育プログラムの検討を開始する。</p> <p>・企業との連携によるリーダー育成を目指したインターンシップを検討する。</p>

以上の重要事項を掲げると以下のとおりである。

①卓越した新奇才能を有する人材。

2
↓
11
27

○ 既存の四大学連合との一層の連携を深め、学士と修士の種々な学位の組み合わせ(デュアルデグリー)を通常の期間を短縮して取得できる方策を策定し、実施する。既存の四大学連合複合領域コースをまとめて、理工学分野と医学、経済学、法学等の異なる分野を融合した、新たな学科及び専攻の設置等により、新たな知の分野の学力を備えた新しいカテゴリーの科学者・技術者を育成する方策を策定し、実施する。なお、東京医科歯科大学のMMA(Master of Medical Administration)構想に積極的に協力する。

・東京外国語大学の正式参加を踏まえ、デュアルデグリー取得を推進するための新方策・改善策を再検討する。
・複合領域コースを基礎とする新たな学科・専攻の設置の検討結果を踏まえ、準備委員会を発足させて具体案を策定する。
・MMAを推進するため、医工連携面でのバックアップ体制を構築する。

3

○ 学部学生の勉学意欲及び進路に対する多様性を確保するために、転類・転学科等学生の自由度を広げる方策を策定し、実施する。

・転類・転学科の自由度を広げるための方策を実施する。
・実施した方策の効果を検証するため、転類・転学科学生の受講科目習得状況等の調査を検討する。

②国際水準の基礎・専門学力を備えた人材。

4

○ 各学科・専攻で、国際水準の卒業・修了資格について再検討し、各専攻の実情に応じて改善策を実施する。また、博士後期課程において、適切な教育目標の設定並びに目的意識ごとに効率的・効果的な学習を遂行するための方策を各専攻の実情に応じて策定し、実施する。

・各学科・専攻で定めた卒業・修了資格について公表する。
・定めた卒業・修了資格を認定するための方法を公表する。
・博士後期課程における教育方法の改善策を策定する。
・必要であればカリキュラムの改善を行う。

③科学技術倫理、広角視野を備えた人材。

5
↓
12
38

○ さまざまな分野の学内外の識者による教育の機会を増やし、理工系分野の学力だけでなく、芸術を含む人文科学系・社会科学系の幅広く豊かな教養、さらに科学技術者としての倫理観を修得させるための方策を策定し、実施する。また、学士課程、大学院課程で、学習内容と社会の関連意識及び職業観を育成するために、単位認定が可能なインターンシップ制度を積極的に推進する。

・前年度における試行を踏まえ、豊かな教養・倫理観を養成する方策を実施・定着化させる。
・学部・大学院学生の創造性やリーダーシップ育成・モラル向上を図るため、芸術・文化・スポーツ推進プログラムを企画・実施する。
・各学科・専攻において、インターンシップ制度を推進する方策を実施する。

④優れたコミュニケーション力を備えた人材。

○以下の方策を策定し、実施する。

6
↓
13
33

① 十分な日本語及び英語でのコミュニケーション力を有する学生を卒業・修了させること。

・各学科・専攻でコミュニケーション力を養成するための方策を試行する。
・必要であればカリキュラムの改訂を実施する。
・英語教育改革WGの答申に則り、新しい英語カリキュラムを策定する。

7
↓
14

② 学士課程・大学院課程での英語による講義の比率を増加させること。

・各学科・専攻において英語で行える授業を試行する。

	8 ↓ 15 63	③ 本学主催・共催の国際会議・集会等の開催及び著名外国人研究者の招聘を積極的に推進すること。	・国際会議等の開催を積極的に支援する方策を検討し、実施する。 ・外国人研究者の招聘を積極的に推進するための方策を検討し、実施する。
	9 ↓ 16 64	④ 一定数の学部学生を、国際交流協定校を中心として短期間留学させるとともに、本学における海外派遣学生総数を全学生の一定パーセント以上の規模にすること。	・留学に関する学内広報の充実を図る。 ・学生が留学しやすい環境を整備する。
<p>(2)教育内容等に関する目標</p> <p>資質のある学生・多様な学生を受け入れ、『豊かな創造性を涵養する人間教育を展開する』。</p> <p>○ 学士課程では、世界最高の理工系基礎学力、幅広い教養、科学技術倫理の理解力及び確かなコミュニケーション力を教育する。</p> <p>○ 修士課程においては問題解決能力を重視した世界最高の専門学力、豊かな教養及び優れたコミュニケーション力を教育する。</p> <p>○ 博士後期課程においては国際的にリーダーシップのとれる問題設定能力、問題探求力とその解決力及び科学技術に関する幅広い理解力を教育する。</p>		<p>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</p>	

以上の重要事項を掲げると以下のとおりである。			
① 高い評価を受けてきた楔形教育のさらなる充実と専門分野の新展開等を考慮した教育方式の導入。	10	○ 学士課程における教育に関して、1年次から履修する基礎専門科目(学科特有)の数を徐々に増やして行く楔形教育を基調としつつも、2～3年次までは履修する専門科目を共通分野に制限するT字形教育、さらに1年次から積極的に専門科目(学科特有)を履修させる逆楔形教育を取り入れること等について検討し、新たな教育方式の確立を図る。また、学科所属をさせる適切な年次について検討し、必要な改善策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・輩出すべき学士像に基づく教育内容の具体的検討を行う。 ・T字形教育・逆楔形教育を現行の楔型教育と協調させるための具体的検討を行う。 ・学科所属すべき年次について検討する。
② 学生の多様化に対応する教育。	11 ↓ 2 27	○ (再掲)既存の四大学連合との一層の連携を深め、学士と修士の種々な学位の組み合わせ(デュアルデグリー)を通常の期間を短縮して取得できる方策を策定し、実施する。既存の四大学連合複合領域コースをまとめて、理工学分野と医学、経済学、法学等の異なる分野を融合した、新たな学科及び専攻の設置等により新たな知の分野の学力を備えた新しいカテゴリーの科学者・技術者を育成する方策を策定し、実施する。なお、東京医科歯科大学のMMA(Master of Medical Administration)構想に積極的に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京外国語大学の正式参加を踏まえ、デュアルデグリー取得を推進するための新方策・改善策を再検討する。 ・複合領域コースを基礎とする新たな学科・専攻の設置の検討結果を踏まえ、準備委員会を発足させて具体案を策定する。 ・MMAを推進するため、医工連携面でのバックアップ体制を構築する。
③ 幅広く豊かな教養教育。	12 ↓ 5 38	○ (再掲)さまざまな分野の学内外の識者による教育の機会を増やし、理工系分野の学力だけでなく、芸術を含む人文科学系・社会科学系の幅広く豊かな教養、さらに科学技術者としての倫理観を修得させるための方策を策定し、実施する。また、学士課程、大学院課程で、学習内容と社会の関連意識及び職業観を育成するために、単位認定が可能なインターンシップ制度を積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度における試行を踏まえ、豊かな教養・倫理観を養成する方策を実施・定着化させる。 ・学部・大学院学生の創造性やリーダーシップ育成・モラル向上を図るため、芸術・文化・スポーツ推進プログラムを企画・実施する。 ・各学科・専攻において、インターンシップ制度を推進する方策を実施する。
④ コミュニケーション教育。		○ (再掲)以下の方策を策定し、実施する。	
	13 ↓ 6 33	① 十分な日本語及び英語でのコミュニケーション力を有する学生を卒業・修了させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学科・専攻でコミュニケーション力を養成するための方策を試行する。 ・必要であればカリキュラムの改訂を実施する。 ・英語教育改革WGの答申に則り、新しい英語カリキュラムを策定する。
	14 ↓ 7	② 学士課程・大学院課程での英語による講義の比率を増加させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学科・専攻において英語で行える授業を試行する。

⑤ 資質のある学生・多様な学生の受入れ。

<p>15 ↓ 8 63</p>	<p>③ 本学主催・共催の国際会議・集会等の開催及び著名外国人研究者の招聘を積極的に推進すること。</p>	<p>・国際会議等の開催を積極的に支援する方策を検討し、実施する。 ・外国人研究者の招聘を積極的に推進するための方策を検討し、実施する。</p>
<p>16 ↓ 9 64</p>	<p>④ 一定数の学部学生を、国際交流協定校を中心として短期間留学させるとともに、本学における海外派遣学生総数を全学生の一定パーセント以上の規模にすること。</p>	<p>・留学に関する学内広報の充実を図る。 ・学生が留学しやすい環境を整備する。</p>
	<p>○ 以下の学部入試改革を検討する。</p>	
<p>17</p>	<p>① 科学技術の継承・創造の担い手となり国際社会を生き抜く教養を備えた科学者・技術者を育成するために重要なさまざまな個性、広い興味や多様な経歴をもつ学生を広く募るため、前期及び後期日程の入学試験の在り方を含めて再検討し、必要に応じた改善策を実施する。</p>	<p>・現状の前期日程・後期日程の志願者の資質・志向等を更に分析する。 ・望ましい志願者を確保するための前期日程・後期日程の試験方法・内容を検討する。 ・現行の類別入試の在り方を検討し、必要に応じ改善策を策定する。</p>
<p>18</p>	<p>② 本学の工学部附属工業高等学校は、高校-大学-社会人の一貫した科学技術教育研究を本学が推進する際の実験校として位置付けされる。この附属高校が輩出する新しいカテゴリーの高校卒業生等を対象とした特別の選抜入試の導入を図る。</p>	<p>・既に実施した旧工学部附属工業高等学校を対象とした特別選抜について自己点検・評価し、必要であれば改善する。 ・本学の附属科学技術高等学校(旧工学部附属工業高等学校)を対象とした特別選抜を実施する。</p>
<p>19</p>	<p>③ 海外拠点を活用した実質的で効率的な留学生の海外受験システムを確立し、実施する。</p>	<p>・タイ及びフィリピンの海外拠点を活用した留学生の海外受験システムについて検討する。</p>

		○ 以下の大学院入試改革を検討する。	
(3)教育の実施体制等に関する目標	20	大学院課程で、成績優秀な質の高い留学生、工業高等専門学校の専攻科卒業生並びに社会人を積極的に受け入れるための方策を策定し、実施する。また、学力、コミュニケーション力だけでなく、創造力、人間力(心豊かな文化と社会の継承の担い手として、深い教養により国際社会を生き抜ける力)等の資質を重視した入学試験制度を工夫し、実施する。	・成績優秀な留学生、工業高等専門学校の専攻科卒業生並びに社会人を大学院に受け入れるための方策を検討する。 ・志願者の、学力だけでなく創造力・人間力等の資質を見抜く入試方法について検討を続ける。 ・必要であれば、新しい入試の実施について文部科学省と協議する。
		(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
1. 教育推進室を中心として、全学の教育戦略を策定するとともに、国際水準の教育実施体制を構築する。	21	○ 教育推進室が中心となり評価室と協同して、国際水準に対応する教育内容、評価方法等を検討し、改善策を実施する。	・国際水準に対応する教育内容の検討を続ける。 ・国際水準の定義に基づいた教育内容の実施・評価方法を検討する体制を構築する。
2. 新分野の進展、社会的ニーズ、学生の多様化等を的確に判断し、新研究科、新学科(コース)、新専攻(コース)等の設置を柔軟に検討し、実施する。		○ 教育改革部会の下記提言について再検討を行い、実施すべきものについては方策を策定し、実施する。	
	22	① 国際感覚に優れ、幅広い分野の知見に秀でた科学者・技術者・研究者を育成する「国際理工学専攻(仮称)」の設置。	・平成16年度の国際大学院コースWGがまとめた「国際理工学専攻(仮称)」構想に基づいて、理工系の高度な専門知識を背景に国際的に活躍する人材の育成を図る方策について検討する。 ・新専攻設置について文部科学省と協議をする。
	23 ↓ 57	② 検討を加えてきた「MOT(Management of Technology)社会人大学院」を、「大学院技術経営研究科(仮称)」として設置する。その研究科の中に技術経営専攻(仮称)を創設し、さらに技術に特化した法制度・実践的マネジメントを修得させる分野・コース(例えば知的財産マネジメントコース(仮称))を設置する等により拡大・充実を図る。	・科学技術と社会という視点に立った世界に通用するリーダーとなるべきMOT人材を育成する「イノベーションマネジメント研究科」を開設し、同研究科に技術経営専攻及びイノベーション専攻を設置する。 ・MOTを学びながら実際に最先端の技術を体験し、ビジネスヒントを模索することを可能とするため、本学の他研究科の教員を最先端技術講座の協力教員として技術経営専攻に加える。 ・他研究科の大学院生が副専門としてMOTを修得する方策を検討し、実施する。 ・企業と協力し、ケース教材の開発を進める。 ・修了者には、技術経営専攻においては技術経営修士(専門職)を、イノベーション専攻においては博士(技術経営)又は博士(工学)の学位を授与する。
	26	○ プロジェクト教育研究に対応する、期間を限った特別コース等の教育体制を大学院課程において柔軟に組織できる方策を検討し、実施する。	・プロジェクト教育研究に対応する、期間を限って設置した特別コースについての方策を策定し、実施する。

3. 学生の多様化に応えるために四大学連合の教育システムを充実する。	27 ↓ 2 11	○ (一部再掲)既存の四大学連合との一層の連携を深め、学士と修士の種々な学位の組み合わせ(デュアルデグリー)を通常の期間を短縮して取得できる方策を策定し、実施する。既存の四大学連合複合領域コースをまとめて、理工学分野と医学、経済学、法学等の異なる分野を融合した、新たな学科及び専攻の設置等により新たな知の分野の学力を備えた新しいカテゴリーの科学者・技術者を育成する方策を検討し、実施する。なお、東京医科歯科大学のMMA(Master of Medical Administration)構想に積極的に協力する。また、四大学連合の連携を効率的に行うため「四大学連合サテライトキャンパス(仮称)」を田町地区東京工業大学キャンパスイノベーションセンター内に設置する。	・東京外国語大学の正式参加を踏まえ、デュアルデグリー取得を推進するための新方策・改善策を再検討する。 ・複合領域コースを基礎とする新たな学科・専攻の設置の検討結果を踏まえ、準備委員会を発足させて具体案を策定する。 ・MMAを推進するため、医工連携面でのバックアップ体制を構築する。 ・「四大学連合サテライトキャンパス(仮称)」を設置するための準備組織を構築する。
4. 教育の情報基盤を整備する。	28 ↓ 126	○ 大岡山、すずかけ台、田町キャンパスに加えて東京工業大学キャンパスイノベーションセンターも含めて、教育研究の国際化、メディア化、IT化等に対応するために、講義等の遠隔配受信を推進する機器、情報ネットワーク、AV機器等関連施設等のハード面の整備を行う。さらに、遠隔講義を行う際のコンテンツ作成等ソフト面についての支援体制を構築する。	・学内の情報基盤の整備を開始する。 ・e-learning、遠隔教育を行うためのサポートシステムの構築を開始する。 ・大岡山キャンパスとすずかけ台キャンパス間の遠隔講義システムを構築する。
5. 効率的・効果的教育体制を整備する。	29	○ 短期集中型で行うことが適切な講義にはクォーター制を推進する。また、少人数教育を推進するためのTA等の教育強化策、大学・企業等に在職中あるいは在職歴のある優秀な科学者・技術者を活用した教育支援策等を策定し、実施する。	・具体的なクォーター制推進策、教育強化策及び教育支援策を策定する。 ・必要であれば学内規則の改正を行う。
	30	○ 学士課程、大学院課程における国内外でのインターンシップを実施する際の調整機関・支援機関としての「インターンシップセンター(仮称)」の設置を図る。	・「インターンシップセンター(仮称)」を設置し、各学科・専攻におけるインターンシップの調整・支援を強力に進めるとともに、ホームページの作成や各学科・専攻からのデータのとりまとめを行う。
	31 ↓ 48	○ 教員の流動性、質及び研究意識の向上等を図る一環として、各専攻で、実状に応じた任期制の導入・推進策及びサバティカル制度の導入・推進策を検討し、実施する。	・任期付教員に対する特別手当制度を活用し、教員任期制の推進を図る。 ・サバティカル制度について引き続き実施する。
	32 ↓ 53	○ 理工学研究科の理学系、工学系の効果的・効率的な教育研究体制について検討し、必要な方策を実施する。	・理工学研究科の理学系・工学系の効果的・効率的な教育研究体制の整備のため、第2期からの理学研究科と工学研究科の独立運営も視野に入れた理工学研究科の再編について、引き続き検討を行う。

<p>6. コミュニケーション力向上のための体制を整備する。</p>	<p>33 ↓ 6 13</p>	<p>○ 学部及び大学院においてコミュニケーション力を向上させる教育方法・手段を各学科・専攻で検討し、改善策を実施する。</p>	<p>・各学科・専攻でコミュニケーション力を向上させるための方策を実施し、学内に広報する。 ・実施した方策の効果を検証するための方策を検討する。</p>
	<p>34</p>	<p>○ 学部及び大学院の講義を担当する優秀な外国人教員(非常勤, 常勤の教授, 助教授)の増員を図る。</p>	<p>・大学として, また各学科・専攻で, 優秀な外国人の教員の増員を図る方策を実施する。 ・増員計画の達成度を評価し, 改善すべき点があれば改善する。</p>
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p>		<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>1. 学習支援及びキャンパスライフに関わるあらゆる支援を総合的・体系的に行う体制を構築する。</p>	<p>35</p>	<p>○ 保健管理センター, 学生相談室を改組拡充し, 学習面, 健康面, 精神面, 経済面, 就職面等, 幅広く学生を支援する「学生支援センター(仮称)」を設置する具体案を策定し, 実施する。また, 同センター内に, 学生に関する重大な問題の処理を扱う組織を整備する。</p>	<p>・保健管理センター, 学生相談室を改組拡充し, 学習面, 健康面, 精神面, 経済面, 就職面等, 幅広く学生を支援する「学生支援センター(仮称)」の設置を検討する。</p>
	<p>36</p>	<p>○ 学生の意見を大学運営に適切に反映させる方策を教育推進室が中心となって検討し, 実施する。</p>	<p>・平成16年度の「学勢調査」の試行による調査結果を大学運営にフィードバックさせる具体的方策を検討し, 確立する。 ・正式な「学勢調査」を永続的に行う方策を検討する。</p>
	<p>37</p>	<p>○ 学生が日常利用する図書館等の施設の夜間・休日利用について, 防犯・防災の面も含めて方策を策定し, 実施する。</p>	<p>・関係委員会の検討結果に基づいた実施計画について, 学内の了承を得る。 ・実施計画に基づき, 必要な機器等がある場合は, 必要な機器を購入する。 ・機器の設置が必要な場合は, 設置計画を立てて, 順次実施する。</p>
<p>2. 学生の修学等へのモチベーションを与える制度を構築する。</p>	<p>38 ↓ 5 12</p>	<p>○ (一部再掲) 学士課程, 大学院課程で, 学習内容と社会の関連意識および職業観を育成するために, 単位認定が可能なインターンシップ制度を積極的に推進する。</p>	<p>・各学科・専攻において, インターンシップ制度を推進する方策を実施する。</p>
	<p>39</p>	<p>○ さまざまな学生の優れた点を顕彰する制度を整備する。</p>	<p>・顕著な活動を行った学生の栄誉を全学に通知する方策を検討し, 実施する。 ・各研究科・専攻・学科が積極的に顕彰活動を行うことを推奨する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p>		<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p>	

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標		(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
1. 研究水準として『世界の科学技術、産業の発展にリーダーシップを発揮して大いなる貢献ができること』を目標とする。	40	○ 研究組織が活動しながら得られた成果に基づいてその組織自体を変化させてゆく進化型研究組織への変革を図るためのロードマップを、各部局等が実情に応じて策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局等がそれぞれの実情に応じたロードマップの素案を策定する。 ・各部局等において、策定したロードマップの素案を全学的な観点から確認し、調整を行う。
2. 研究の成果等について以下の事項を目標とする。			
○ 知の創造を推進する。			
① 独創的・萌芽的研究の活性化を図る。	41	○ 重点的に開拓すべき未踏分野の研究、萌芽的研究、解決困難とされている重要研究を特定し、それらの研究を積極的に遂行できる方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学が積極的に取り組むべき未踏分野、萌芽的研究、解決困難とされている重要分野に関して、年1回部局長等の意見を聴取し、それらの重要分野の特徴、将来性、必要な支援の形態等をリストアップする。 ・重点的研究分野の選定方針を定め、年度末には本学として積極的に支援すべきテーマを絞り込み、具体的な推進策を策定する。
② 国際水準にある研究分野の世界的研究拠点とする。	42	○ 独創的・萌芽的研究成果を顕彰する制度を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦的・独創的な研究を行っている若手研究者からヒアリングを実施し、「挑戦的研究賞」を授与する。 ・学外の表彰に関して学長推薦を要する場合は、各部局からの情報・資料提供に基づき研究戦略室で対応・支援する。 ・優れた研究成果を学内外に広く周知する。
○ 知の活用を推進する。	43	○ 本学を、21世紀COEプログラムに採択された研究分野の世界的拠点とするために、その分野をあらゆる面で支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○21世紀COEプログラムに採択された12件について各拠点の実施計画に鑑み、次に示す支援を効果的に行い、世界的研究拠点形成の実現を図る。 ・学内資源配分支援: 研究スペースや研究費などを学長裁量により優先的に拠点に配分する。 ・産学連携支援: 産学連携推進本部を中心とし、各拠点での研究成果の技術移転や産学交流を推進する。 ・競争的資金獲得支援: 各拠点で必要となる外部競争的研究費の獲得のため、各種情報の収集・提供や申請書類の準備等、側面的な支援を行う。 ・国際化支援: 各拠点とも国際共同研究や国際化教育等、国際化に関する計画があり、研究戦略室が国際室と連携してこれらを支援する。 ・広報支援: 各拠点が行う広報活動の側面的支援とともに、本学としての21世紀COEプログラムへの取り組みに関する広報活動を実施する。 ・センター化・コース化支援: 各拠点とも新センターや新コースの組織化を目指しており、これを支援する。

① 本学で創造された知の有効利用を図る。	44 ↓ 58	○ 知の評価・知財化を実施し、知財の一括管理の方策を策定し、実施する。	・東京工業大学知的財産ポリシーに示された基本的な考え方の下、産学連携推進本部において、本学において生み出された知の評価、権利化を図るとともに、その活用を促進し、知財の一括管理を実施する。
② 産学連携を全学的・戦略的に推進する。	45 ↓ 58 59	○ 共同研究・委託研究の契約、共同利用施設の運営、リエゾン活動、技術移転、ベンチャー起業支援等の支援体制の強化を図る。また、研究面における社会との連携をより推進するためにTLOの機能の拡充方策を検討し、実施する。	・産学連携推進本部が、本学の産学連携活動の一元的な窓口として、共同研究・委託研究の契約、リエゾン活動、技術移転活動を実施する。 ・産学連携推進本部に財団法人理工学振興会の持つTLO機能を統合した組織として活動することを目指し、引き続き検討を進めるとともに、所要の準備を進める。 ・共同利用施設の運営に関しては、フロンティア創造共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、インキュベーションセンターの運営の統合に向けて、研究戦略室を中心として引き続き検討し基本的な方針について結論を得るとともに、所要の準備を進める。 ・ベンチャー起業の支援体制の強化について、前年度の検討を踏まえ、外部の組織との有機的な連携の下に、支援策を実施する。
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標		(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	
1. 全学的な研究戦略の策定、研究支援体制、研究環境の整備を促進する。	46	○ 応用的・先端的の研究とともに、本学の研究の両輪の1つである基礎的・基盤的研究分野にも相当の研究者及び研究支援者を配置する方策を研究戦略室が中心となって策定し、実施する。	・研究戦略室を中心に、本学における基礎研究・基盤的研究の強い分野、強化すべき分野の支援方策を検討し、実施する。 ・研究戦略室を中心に、本学の特筆すべき基礎的研究・基盤的研究の情報発信活動を可能なものから展開する。 ・研究戦略室と企画室で連携を図り、支援を行う。
	47	○ 国内外の一流の研究者を多数招聘できるように、空間的・人的研究環境を大幅に改善する方策を策定し、実施する。	・学長裁量分として引き続き研究スペースを確保し、継続してこれを活用していく。 ・引き続き学長裁量分により招聘研究者の環境改善を支援する。 ・研究スペースの確保及び活用のための方策を策定し、必要があれば改善を行う。
	48 ↓ 31	○ (再掲)教員の流動性、質及び研究意識の向上等を図る一環として、各専攻で、実状に応じた任期制の導入・推進策及びサバティカル制度の導入・推進策を検討し、実施する。	・任期付教員に対する特別手当制度を活用し、教員任期制の推進を図る。 ・サバティカル制度について引き続き実施する。

2. 既存の教育研究組織を越えた研究を推進する。

49	○ 国際水準の研究や境界・学際領域の最先端的研究を重点的かつ効率的に推進するための研究プロジェクトを専攻・研究科の枠を越えて容易に組織できるシステムを策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度科学技術振興調整費「戦略的研究拠点育成」へ「総合研究院」構想を提案する。 ・平成18年度から産学連携を強調した新たな枠組みの研究拠点プログラムが開始されると報道されているので、状況に応じて平成18年度申請に向けた準備を始める。 ・原子力セキュリティを含む多様なセキュリティ科学技術分野などの開拓を目指した原子炉工学研究所の将来構想を検討する。
50	○ 学内外の機関とも戦略的に共同研究を推進するために、部局を越えた全学的組織としてのイノベーション研究推進体の活動が円滑に行われるように研究戦略室を中心に体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、活動状況評価を実施し、予算獲得等に関するデータをまとめる。 ・イノベーション研究推進体の新設、継続、改組、廃止を年1回審議する。 ・平成18年度以降のイノベーション研究推進体の在り方を議論する。
51	○ 四大学連合における研究分野での協力を推進し、新しいMulti-Disciplinaryな研究分野を開拓する体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・協調できる分野に関して連携した教育制度を整備するとともに、それらの教育制度を統合する組織について検討する。
52	○ 研究面における社会との連携を組織的・戦略的に推進するために「産学連携推進本部」を中心として、21世紀COEプログラムとともに、その他の社会ニーズのあるプロジェクト、外部資金を獲得できるプロジェクトを強力に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション研究推進体などを活用して、産学連携推進本部を中心に産業界との連携協定の締結拡大、締結した協定の着実な実施を図る。 ・科学技術振興調整費ほか、政府競争的資金等について、研究戦略室を中心に全学的な対応方針の検討、候補テーマの抽出・検討などを行い獲得に努める。
53 ↓ 32	○ (再掲)理工学研究科の理学系、工学系の効果的・効率的な教育研究体制について検討し、必要な方策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・理工学研究科の理学系・工学系の効果的・効率的な教育研究体制の整備のため、第2期からの理学研究科と工学研究科の独立運営も視野に入れた理工学研究科の再編について、引き続き検討を行う。
54	○ 本学で創出された研究成果及びそれに基づいた社会貢献の成果を適正に評価するための方法を、評価室及び研究戦略室を中心として策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学で創出された研究成果及びそれに基づいた社会貢献の成果を適正に評価する方策を検討し、可能なところから実施する。

3. 研究の組織的・戦略的運営・支援体制を整備する。

4. 成果に対する評価結果を反映した研究資源の配分を行う。

<p>5. 全国共同利用の附置研究所は、その使命を推進し、全国の関連分野の研究の進展に貢献する。</p>	<p>55</p>	<p>○ 本学で創出された研究成果及び社会貢献の成果に対する評価結果に基づいた資源の適切な配分方法を工夫する。</p>	<p>・評価結果を資源配分(研究費、スペース等)に反映する方策を検討し、可能などころから実施する。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>1. 社会との連携に関しては、以下の事項を目標とする。</p>	<p>55-2</p>	<p>○ 応用セラミックス研究所は、セラミックス及び建築材料分野の全国共同利用の附置研究所として、全国共同利用の機能の強化を図り、関連研究者との共同利用等を推進し、当該分野の学術研究の発展を先導する。</p>	<p>・セラミックス及び建築材料分野の先端的研究を更に発展させる。 ・上記分野の全国共同利用のための研究拠点として、拠点型共同利用研究促進事業を実施する。 ・共同利用研究種目(一般共同研究、国際共同研究等)を設定し、全国から研究課題を公募して実施する。 ・課題の選定、予算配分並びに共同利用の機能を強化するために、所外委員を含む共同利用委員会を開催する。 ・共同利用研究報告書を発行し、運営協議会の評価を受ける。 ・ソフト中心からハードを備えた全国共同利用機関へ設備を充実させる。</p>
<p>○ 教育面では『社会人教育、産官学人事交流、学界活動等を通して、地域社会も含めて世界に情報発信・啓蒙活動の促進を行う』。</p>	<p>56</p>	<p>○ 本学における公開講座、オープンキャンパス等をはじめとする教育機会の積極的な広報を行うとともに、支援体制のスタッフ育成を図る。</p>	<p>・学内における効果的な広報活動を周知し、実施する。 ・ジュニアTA等を活用したキャンパスガイドの制度を導入し、実施する。 ・社会人教育を積極的に推進する。 ・産官学人事交流を積極的に推進する。 ・学界活動を積極的に推進する。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>1. 社会との連携に関しては、以下の事項を目標とする。</p>	<p>57 ↓ 23 70</p>	<p>○ (一部再掲)社会人の再教育を行う前記のMOTを修得させる「MOT社会人大学院/専門職大学院」の設置の具体案、附属工業高等学校専攻科を廃止して学部レベルの講義を行う「社会人理工学コース(仮称)」の設置の具体案を策定し、実施する。</p>	<p>・附属高校専攻科の廃止とそれに代わる組織「社会人理工学コース(仮称)」の組織運営方法について検討し、策定する。</p>

<p>○ 研究面では『地域産業も含めて世界の産業界のニーズに適合した戦略的研究を促進するとともに、大学の有するシーズの社会還元を行うために産学連携を強力に促進し、専門知識の提供等を通して、国の政策策定、政策実施等の面で官学連携に積極的に努力する』。</p>	<p>58 ↓ 44 45</p>	<p>○ (一部再掲)研究面における社会との連携をより推進するために「産学連携推進本部」を中心として、TLOの機能の拡充、知財一元管理等の方策を検討し、実施する。</p>	<p>・平成15年10月に設置した産学連携推進本部は、本学の名の下に行われた全ての産学連携活動の一元的窓口として活動している。平成17年度は、東京工業大学知的財産ポリシーに示された基本的な考え方の下、産学連携推進本部において、本学において生み出された知の評価、権利化を図るとともに、その活用を促進し、知財の一元管理を実施する。</p> <p>・産学連携推進本部に財団法人理工学振興会の持つTLO機能を統合した組織としての活動を開始することを目指し、引き続き検討を進めるとともに、所要の準備を進める。</p> <p>・産学連携推進本部について、産業界とのリエゾン活動や知的財産の発掘・評価等を行うコーディネーター、知財管理を担当する職員等の人的体制の充実を図る。</p> <p>・産学連携推進本部の設置・運営において得られた知見等を文部科学省、経済産業省等が主催するシンポジウム等で公表する。</p>
<p>2. 国際交流に関しては、以下の事項を目標とする。</p>	<p>59 ↓ 45</p>	<p>○ (一部再掲)ベンチャー起業への支援を強化する方策を策定し、実施する。</p>	<p>・ベンチャー起業の支援体制の強化について、前年度の検討を踏まえ、外部の組織との有機的な連携の下に、支援策を実施する。</p>
<p>○ 教育面、研究面での国際化及びグローバル化の戦略的展開体制を整備する。</p>	<p>60</p>	<p>○ 国際室に教育面、研究面での国際化及びグローバル化の戦略的企画・立案機能を一元化する。</p>	<p>・重点的協定校との国際連携を進める方策を検討し、実施する。</p> <p>・留学生、外国人研究者をとりまく環境の整備を行う事を検討する。</p>
	<p>61</p>	<p>○ 国際関連の実務組織として、国際室に国際オフィス(仮称)を設置することを検討し、実施する。</p>	<p>・「国際オフィス(仮称)」設置を念頭において、「国際」というキーワードで結ばれる教育・研究組織の統合を図るための方策を検討し、実施する。</p>

	62	○ 国際大学院コースの抜本的改革案を、国際室を中心に教育推進室と連携して策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際大学院コースの在るべき姿を明確にする。 ・国際大学院コースの学内における新たな位置づけを明確にする。
	63 ↓ 8 15	○ (再掲)本学主催・共催の国際会議・集会等の開催及び著名外国人研究者の招聘を積極的に推進する方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等の開催を積極的に支援する方策を検討し、実施する。 ・外国人研究者の招聘を積極的に推進するための方策を検討し、実施する。
○ 世界一流の諸大学との研究交流及び学生を含めた人的交流促進を図る。	64 ↓ 9 16	○ (再掲)一定数の学部学生を、国際交流協定校を中心として短期間留学させるとともに、本学における海外派遣学生総数を全学生の一定パーセント以上の規模にする方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・留学に関する学内広報の充実を図る。 ・学生が留学しやすい環境を整備する。
	65	○ 優秀な留学生や、国内外の研究機関との共同研究や研究交流に関わる海外研究者の受入れ数を増加させる方策を検討し、実施する。また、国際交流協定校のうちの選別された特定大学との、教育に関する国際連携プログラムを推進するための組織を構築する方策を検討し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生、外国人研究者の環境改善策を検討し、実施する。 ・重点的・大学の国際連携を促進するための組織を構築し、積極的に運営する。 ・MITのOCWに呼応して、本学の大学院講義の一部をグローバルに発信するための方策を検討する。

<p>○ アジア地域との国際交流を強化拡大する。</p>	<p>66</p>	<p>○ 国際交流に関する十分な情報の配送信を行うために国際広報体制を拡充整備する。</p>	<p>・ニュースレター、ホームページ等の広報手段の拡充を検討し、実施する。 ・国際連携の重要性を学内に浸透させる方策を検討し、実施する。</p>
<p>(2) 附属学校に関する目標</p> <p>附属工業高等学校を改革して、単に理工系の基礎知識だけでなく優れた人間力を備えた人材を育成する、高等教育へ接続する科学技術高等学校を構築する。</p>	<p>67</p>	<p>○ 本学の海外オフィス、特にアジア地域のオフィスの数を増加する方策を検討し、実施する。</p>	<p>・フィリピンオフィスを設置し、活動を開始する。 ・諸外国との国際連携を推進するため、タイとフィリピンの海外拠点及び清華大学との大学院合同プログラム拠点を3つのTOKYO TECH OFFICEとし、国際室の下に新設する海外拠点運営室がこれらの運営にあたる。</p>
<p>(2) 附属学校に関する目標</p>	<p>(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>1. 先導的電子図書館システムを充実させ、学内及び国内外に対する双方向の情報流通サービスの拡大及び効率化を図る。</p>	<p>68</p>	<p>○ 教育理念を変更して工学部附属工業高等学校から大学附属の科学技術高等学校とし、本学が行う高校-大学の一貫した理工系教育研究の実験校とするための具体案を策定し、実施する。</p>	<p>・高校-大学の一貫した理工系教育研究の実験校とするため、工学部附属工業高等学校から東京工業大学附属科学技術高等学校へ改組し、SSHの指定校として研究開発した教育システムを実施する。</p>
<p>69</p>	<p>○ 教育工学開発センターに整備された「中等高一貫教育分野」に対応した「高校-大学-社会人一貫科学技術教育センター(仮称)」を設置する具体案を策定し、実施する。</p>	<p>・高校-大学-社会人一貫科学技術教育を組織的に遂行するために「高校-大学-社会人一貫科学技術教育センター(仮称)」の設置の準備をする。</p>	
<p>70 ↓ 57</p>	<p>○ (一部再掲)附属工業高等学校専攻科を廃止して田町キャンパスで社会人に対して学部レベルの講義を行う「社会人理工学コース(仮称)」を設置する、という教育改革部会提言について、具体案を策定し、実施する。</p>	<p>・附属高校専攻科の廃止とそれに代わる組織「社会人理工学コース(仮称)」の組織運営方法について検討し、策定する。</p>	
<p>(3) 附属図書館に関する目標</p>	<p>(3) 附属図書館に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>1. 先導的電子図書館システムを充実させ、学内及び国内外に対する双方向の情報流通サービスの拡大及び効率化を図る。</p>	<p>71</p>	<p>○ 研究成果のデジタル化と体系的情報発信を可能とするポータル機能の充実等、学内外の学術情報流通基盤機能の整備・充実・強化を図る。</p>	<p>・学内の学術情報資源を統合的に検索可能なポータルサイト機能の実現に向けた検討を開始する。 ・国際会議録・テクニカルペーパーの目次情報、学位論文全文データベース、学術図書目次データベース(Tokyo Tech Book Review)の作成・提供を継続して実施する。 ・理工学系ネットワークリソースデータの収集・提供を開始する。</p>

<p>2. 全国学術情報流通の拠点として、外国雑誌センター館機能の整備充実を図る。</p>	72	<p>○ 国内未収集の理工系外国雑誌を網羅的に収集するとともに、全国の研究者への情報サービスを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コアジャーナルからレアジャーナルへのシフト3年計画終了に伴い、他の外国雑誌センター館と連携して、結果の評価を行う。 ・実施結果について、他の外国雑誌センター館と連携して広報を行う。
<p>3. 最先端科学技術分野における電子的資料を研究情報基盤として整備し、学術研究を支援する。</p>	73	<p>○ 主要な理工系電子ジャーナル及び文献データベースを整備し、併せて人文・社会科学系分野の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く電子ジャーナル及びデータベースの情報を収集し、研究者への適切な情報提供を行うと共に、研究者からの意見・要望等を収集し、見直しを図る。 ・購読電子ジャーナル・データベースの利用状況データの収集を行う。
<p>4. 自学自習効果を高めるために、図書・資料等の充実を図るとともに、情報アクセス環境の整備および図書館サービスの拡大強化を実現する。</p>	74	<p>○ 図書館の利用方法や情報探索の方法等、情報リテラシー教育の支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ガイダンスや、コンピューターリテラシー授業への講師派遣、利用者マニュアル等に対する教員・学生の意見を基に、内容の再検討を行った上で新たな計画を立て、計画に基づき実施する。 ・教員・学生の意見を収集するため、各種ガイダンス実施時や授業への講師派遣時にアンケート調査を実施する。
	75	<p>○ 授業に必要な理工系資料及び人格形成に必要な人文科学系・社会科学系資料の収集整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料収集に関する基本方針、選書基準等を作成する。 ・シラバスに記載された参考図書を購入し、提供する体制を確立する。 ・情報アクセス環境の整備を図るため、印刷媒体以外の資料の収集・提供についての検討を行う。 ・蔵書構成における主題分野別冊数及び新刊書収集状況等についての分析、評価を行い、当該年度の資料収集方針を策定し、実施する。
<p>5. クリエイティブ空間としての次世代図書館構想を策定する。</p>	76	<p>○ 図書館、学術国際情報センター、フロンティア創造共同研究センター、地球史資料館、博物館(現百年記念館展示部門)を統合し、各組織の機能向上、各組織が連携した研究・学習・社会貢献のための新たな情報提供及びサービスの拡大を目指した複合型施設の設置を検討し、具体的方策を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係組織の構成員により、次世代複合型情報関連施設の機能の在り方に関する具体的方策を策定し、学内の意見を求める。寄せられた意見等を基に、機能実現のための施設整備の方向性を示す。 ・百年記念館展示部門を拡充するための具体的方策を検討する。
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p>		<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p>	

<p>「学長の強いリーダーシップによる機動的・戦略的運営を実現すること」を最大の目標とし、さらに以下の事項を目標</p>			
<p>○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策を策定する。</p>	<p>77 ↓ 99</p>	<p>○ 学長のリーダーシップの下、副学長を中心とした教員、事務職員等融合型の組織として「室」又は「センター」等を設置するなど、全学的見地から教育研究、人事、予算、目標評価、財務等の企画・立案・調整を機動的・戦略的に行う。</p>	<p>・機動的・戦略的な大学運営の見地から、企画立案組織の見直しを随時行い、必要があれば各室・センター等の拡充・縮小、新設・改廃を検討・実施する。</p>
	<p>78</p>	<p>○ 学長の強いリーダーシップによる機動的・戦略的研究体制の構築のため、学長裁量による教員ポスト、研究経費、研究スペースの運用を可能ならしめる制度を確立する。</p>	<p>・学長裁量ポストについては、平成16年度の5名の教授ポストに加えて、さらに5名の教授ポストを学長裁量分とし、合計10名分を確保する。 ・学長裁量スペースについては、各部局等において、返還年次計画の検討を行う。 ・既に確保した学長裁量スペースの有効利用方策を検討・実施する。</p>
<p>○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策を策定し、実施する。</p>	<p>79</p>	<p>○ 意思決定機関と部局との意思疎通、全学的重要事項の事前検討、部局間の連絡調整を行うため部局長等会議を設置するとともに、各種委員会を削減し、審議決定の迅速化を図る。</p>	<p>・平成16年度に設置した部局長等会議において、部局長等の意見を学長、役員、役員会等にボトムアップできる体制を引き続き実施し、審議決定の迅速化を図る。</p>
	<p>80</p>	<p>○ 経営と教育研究双方にまたがる事項について、学内における円滑な合意形成のための合同委員会を設置する。</p>	<p>・経営協議会と教育研究評議会それぞれの会議運営の工夫により、当初想定していた合同委員会の機能が充分果たされることから、合同委員会設置に関する学内規則を改正する。</p>
<p>○ 部局の独自性、部局長のリーダーシップが発揮できる体制を構築する。</p>	<p>81</p>	<p>○ 部局長のリーダーシップの下、部局長の責任と権限により機動的、戦略的なダイナミックな部局運営を行うため、必要に応じ副部局長等を設置し、部局長の補佐体制を確立する。</p>	<p>・部局長の補佐体制を見直し、引き続き補佐体制の確立を図る。</p>
<p>○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策を策定する。</p>	<p>82</p>	<p>○ 高い専門性を必要とする部署には学外有識者・専門家を積極的に登用し、活用する。</p>	<p>・引き続き、高い専門性を必要とする部署への有識者・専門家等の選考採用を促進する。</p>

○ 内部監査機能の充実を図る。	83	○ 業務に対する監査実施体制を整備し、充実させる。	・平成16年度に制定した内部監査に関する規則に基づき、監査計画を策定し、実施する。
○ 若手教員とシニア教員の適正な協同を図る。	84	○ 定年が65歳に延長されたことによる、シニア教員と若手教員の協同方策、若手教員をエンカレッジする方策等について検討し、適正な方策を実施する。	・引き続き、活力のある研究・教育体制の創出を図るため、定年延長による効果及び任期制による流動化がもたらす効果について検証するとともに、所属・分野及び階層・年齢を越えた協同方策を調査・検討する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標		2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	
1. 社会のニーズ等に対応した教育研究組織を柔軟かつ迅速に構築できる体制を確立する。	85	○ 目的に対応した教育研究組織を、教育推進室、研究戦略室を中心に、部局を越えて容易に組織できるような方策を策定し、実施する。	・21世紀COEプログラムに採択された12件について、学内措置により、研究科・専攻を越えた研究組織としてのセンター化及び教育組織としての特別コース化を検討し、可能なものから実施する。
	85-2	○ 学術の動向や社会ニーズ等に適切に対応するため、研究組織の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織の在り方に関する国内外の動向や社会的ニーズについて調査・分析する。 ・調査・分析結果を踏まえ、現在の教育研究組織の見直しや将来計画について検討する。 ・「イノベーションマネジメント研究科」を開設し、修了者には、技術経営専攻においては技術経営修士(専門職)を、イノベーション専攻においては博士(技術経営)又は博士(工学)の学位を授与する。 ・原子力セキュリティを含む多様なセキュリティ科学技術分野などの開拓を目指した原子炉工学研究所の将来構想を検討する。
2. 教育研究に専心できる組織体制を推進する。	86	○ 教育体制と研究体制の複合体制とした支援体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究のための集中した時間を確保できる方策を実施する。 ・教育・研究のための集中した時間を確保できる方策の改善策を策定する。 ・技術職員による教育研究支援体制の整備に向け、技術職員を各部局において集約することについて検討する。 ・間接経費等の活用による支援体制の構築を検討する。
3 人事の適正化に関する目標		3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	

1. 教職員の個人評価を適切に行って適当なフィードバックを行い、教職員の活動意欲の向上を図る。	87 ↓ 109 113	○ 教員の教育評価、研究評価、社会貢献評価、事務職員等の専門職務能力評価等の適正な評価方法を構築し、評価結果を待遇・資源配分等に反映する方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度、教員評価未実施の部局等においては、引き続き、評価方法の構築を検討し、評価方法が整備された部局等から、順次実施する。 ・教員評価を実施した部局等においては、評価結果を待遇等に反映する方策を検討し、実施する。 ・教員評価を実施した部局等は、教員の評価に係るデータ等を評価室に提出し、評価室が一括管理する。 ・事務職員の評価を実施するとともに、必要に応じて評価方法等の見直しを行う。 ・技術職員等の適切な評価方法を構築し、実施する。
2. 勤務時間、賃金制度について弾力化を図る。	88	○ 多様な勤務時間制度について検討し、可能なものから実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業務型裁量労働制、変形労働時間制について引き続き実施する。 ・学生サービス、図書館サービス等のサービス関連事務職員等の勤務時間の見直しについて引き続き検討する。
	89	○ インセンティブを加味した賃金制度設計の構築を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、特別昇給に、これまで以上に業績評価を反映させて実施する。 ・勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高140/100まで可能として運用する。
3. 透明性、公正性を促進した高視点での教員人事を行う。	90	○ 国際水準の教授を任用する制度を新たに策定し、実施する。また、教員の選考経過を個人が特定されない範囲で公にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・教授の選考について引き続き実施する。 ①当該研究分野における同世代の研究者の中で、世界最優秀のレベルに達している者又は当該レベルに近い者であると認められること ②引き続き2年以上本学以外の研究・教育機関又は企業等に在籍し、研究・教育経験を有すること ・公募についてはHPに公開し、教員選考過程については、公表する内容、公表方法を検討し、実施可能なものから実施する。
4. 教員の流動性の向上を図る。	91	○ 各分野の実状に応じた任期制の導入を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・任期付教員に対する特別手当制度を活用し、教員任期制の推進を図る。
	92	○ 定年延長の効果と影響について自己点検・自己評価し、必要な改善策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・定年延長に伴う自己点検・自己評価のための基礎資料作成のため、引き続き、定年延長に伴う教員の年齢構成、昇格時の年齢、人件費、離職者等の変化を調査する。
5. 職種ごとに対応する有能な事務職員等の採用・養成・人事交流に努める。	93	○ 事務職員等の採用は、競争試験を基本としつつ、職種の特性に応じて、選考採用も活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、競争試験又は選考採用により有能な職員の採用を行う。

6. 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理を行う。	94	○ 職員の資質向上のため、研修の充実に努めるとともに、専門職能集団としてのキャリア形成を図る。	・外部機関等で実施する各専門分野の研修・セミナー等を活用し、専門知識の習得の促進を図る。 ・今後の人材育成及び研修制度の在り方について検討する。
	95	○ 事務職員のコミュニケーション能力を高めるための方策を策定し、実施する。	・英会話研修、英語検定(TOEIC)の受験を引き続き実施する。 ・語学留学研修、海外事務研修について、その実施方法について検討する。
	96	○ 近隣の国立大学等を中心に人事交流を積極的に行う。	・引き続き、近隣の国立大学法人等との人事交流を行う。 ・今後の人事交流の在り方について検討する。
	97	○ 情報化の推進、業務の合理化・集中化を図り、効率的な事務処理体制を構築する。	・引き続き、情報化の推進、業務の合理化、集中化等を推進し、適切な人員管理及び人件費の管理を行う。
	98	○ 定型的な業務等については、非常勤職員、派遣職員やアウトソーシングの活用を図ることにより、人員管理及び人件費の適正化を行う。	・非常勤職員、派遣職員やアウトソーシングの活用を図り、適切な人員管理及び人件費の管理を行う。
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置		
1. 事務組織の機能・編成の見直しを行う等、事務の効率化・合理化を図る方策を策定し、実施する。	99 ↓ 77	○ (一部再掲)教員・事務職員等融合型の組織として「室」又は「センター」等を設置するとともに、事務の円滑な推進を図るため、事務部門の企画・立案機能の充実を図る。また、各部局固有の業務以外は集中化し、事務処理の迅速化及び効率化を図る。	・平成16年度に行った業務の見直しに基づき、実施可能なものから実施する。 ・引き続き事務の効率化・合理化の観点から、業務の見直しを行う。
	100	○ 事務組織の機能・編成について、随時見直しを行い、必要に応じて再編を行う。	・平成16年度に行った業務の見直しに基づき、実施可能なものから実施する。 ・引き続き事務の効率化・合理化の観点から、事務組織の見直しを行う。
	101	○ 業務の他大学等との共同処理について検討を開始し、可能な業務から共同処理を進める。	・管理運営に関する業務について、他大学等と共同処理の実施について引き続き検討し、実施可能なものから実施する。

2. 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策を策定し、実施する。	102	○ 定型的な業務の外部委託及び非常勤職員の活用等を積極的に行う。	引き続き、定型的な業務のアウトソーシング、非常勤職員への移行について検討し、実施可能なものから実施する。またアウトソーシング等について、費用対効果の観点から見直しを行う。
3. 事務電子化の推進を図る。	103	○ 事務電子化を推進する方策を策定し、電子事務局の推進を図る。	事務情報化推進計画を策定し、実施可能なものから実施する。
IV 財務内容の改善に関する目標		III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標		1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
○ 外部資金に関する情報収集とその広報機能を強化し、外部資金等の増加を図る。	104	○ 外部資金を増加させる方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費を初め、外部資金の獲得に関するデータを各部局に開示し、外部資金獲得額や採択率の向上を図る方法を各部局ごとに策定するとともに、外部資金獲得に関する具体的な目標値を定めるよう依頼する。 ・教員へのインセンティブ付与を継続して実施する。 ・科研費等の外部資金申請に関して、教員が必要としている支援内容を調査し、可能などころから支援を開始する。 ・産学連携推進本部が中心となり、海外を含めた企業との連携協定を積極的に推進する。
	105	○ 獲得外部資金のオーバーヘッドの割合を定め、適正かつ柔軟な配分方法を工夫する。	平成16年度に定めた配分方針にしたがって実施する。

	106	○ 各種外部研究資金の公募状況等について学内に迅速な伝達を図り、応募作業を支援する研究協力組織を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究、受託研究の相談窓口として整備した、産学連携推進本部ホームページで各種の問い合わせを受け付ける体制について、より一層の充実を図る。 ・研究業務課、産学連携課及び産学連携推進本部で一体となって、本部の教員及び(財)理工学振興会から派遣の産学連携コーディネータによる活動を通じ、また、本部のホームページでの企業等からの各種問い合わせにより、企業ニーズの把握に努める。 ・把握した企業ニーズに基づきシーズ・ニーズのマッチングに努め、引き続き共同研究件数の増加を図る。
○ 自己収入の増加につながる、事務・事業に関する情報収集を強化し、実施方策を策定する。	107	○ コストパフォーマンスの悪い事務・事業について、経費の受益者負担を原則に、コストパフォーマンスの向上を図る方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各事務・事業のコストを調査し、費用対効果の面から改善策を検討し、可能なものから実施する。 ・自己収入の増加につながる事務・事業の調査を行い、可能なものから実施する。
2 経費の抑制に関する目標 管理経費の抑制を図るため、以下の事項を目標とする。	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置		
○ 光熱水費、人件費、設備維持管理費の節約・抑制を推進する。	108	○ 光熱水費の受益者負担等による省エネルギー対策の推進、管理業務の簡素化・効率化等に関する方策を検討し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画室に設置した省エネ推進班において、省エネルギー方策を検討する。 ・引き続き、定型的な業務のアウトソーシング、非常勤職員への移行について検討し、実施可能なものから実施する。またアウトソーシング等について、費用対効果の観点から見直しを行う。
○ 適正な資源配分を強化する。	109 ↓ 87 113	○ (再掲)教員の教育評価、研究評価、社会貢献評価、事務職員等の専門職務能力評価等の適正な評価方法を構築し、評価結果を待遇・資源配分等に反映する方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を資源配分に反映するための評価方法を検討する。 ・評価結果を資源配分に反映する方策を、経費抑制の観点から検討する。
○ 災害等における財務負担への対応を確立する。	110	○ 損害保険等をはじめとする各種保険制度への大学としての加入を推進する方策を策定し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している損害保険の見直し及び必要に応じた改善を行う。

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>資産の効率的・効果的な運用を行う。</p>	<p>111</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 大学施設等地域開放の推進を図る方策を検討し、実施する。</p>	<p>・余裕金及び不動産の運用を実施するとともに、より効率的・効果的な運用方策を検討し、必要があれば見直しを行う。 ・その他の資産についても、効率的・効果的な運用方策を検討し、可能なものから運用を開始する。 ・大学施設の開放に関する施策を検討し、策定する。</p>
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1. 評価を評価室に一元化するとともに、評価結果に対応する改善策等を講じる組織を充実する。</p> <p>2. 教職員個々を公正に評価する評価システムを確立する。</p> <p>3. 個人が特定されない範囲で、点検・評価結果を公表する。</p>	<p>112</p> <p>113 ↓ 87 109</p> <p>114</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 評価室の拡大充実を図るとともに、各部局等においても恒常的な評価組織を設置し評価室との連携を図る。</p> <p>○ (再掲)教員の教育評価、研究評価、社会貢献評価、事務職員等の専門職務能力評価等の適正な評価方法を構築し、評価結果を待遇・資源配分等に反映する方策を策定し、実施する。</p> <p>○ 定期的実施される自己点検・自己評価、外部評価、大学評価・学位授与機構による評価をはじめとして、個人情報を除き、全ての評価結果をホームページ等を介して公表する体制を整備する。</p>	<p>・各部局等は必要に応じ、評価関係組織を設置し、設置後は、評価室に報告するとともに、相互に評価に関する情報提供を行うなど連携を図る。 ・各部局等は各種評価を実施した際、その評価結果を評価室に提出し、評価室が一括管理する。 ・評価結果に対応する改善策を検討し、構築する。</p> <p>・前年度、教員評価未実施の部局等においては、引き続き、評価方法の構築を検討し、評価方法が整備された部局等から、順次実施する。 ・教員評価を実施した部局等においては、評価結果を待遇等に反映する方策を検討し、実施する。 ・教員評価を実施した部局等は、教員の評価に係るデータ等を評価室に提出し、評価室が一括管理する。 ・事務職員の評価を実施するとともに、必要に応じて評価方法等の見直しを行う。 ・技術職員等の適切な評価方法を構築し、実施する。</p> <p>・自己点検・自己評価及び外部評価等を実施した部局等は、その評価結果を評価室に報告する体制を整備する。 ・評価室は、各種評価の評価結果の公表の在り方について、検討を開始し、公表可能な評価結果からホームページに掲載の上、学内外に周知・公表する。 ・各部局等は、自己点検・自己評価及び外部評価等を実施した時には、その評価結果をホームページ等で学内外に周知・公表する。</p>

<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>教育研究活動並びに大学運営に関わる情報や成果を積極的に公開し、大学の透明性を高める。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>115 ○ 学内の種々の情報を積極的に公開することを目的とした電子情報化を推進し、ホームページ等を通して社会との情報伝達を迅速かつ効果率的に行う。</p> <p>116 ○ 学内の情報基盤整備を図り、種々のデータベースを構築し情報の提供を行うとともに評価に活用する。</p> <p>117 ○ 地域社会への情報提供の一層の強化を図るための体制を整備する。</p>	<p>・部局間の情報提供の体制を構築するとともにホームページの充実を図る。</p> <p>・教育研究活動並びに大学運営に関わる情報や成果をホームページで公開する方策について検討する。</p> <p>・メディアとの連絡網を確立する。</p> <p>・個人情報保護法に基づく学内体制を整備し、運用する。</p> <p>・平成16年度の検討結果に基づき、教育・研究・社会貢献・管理運営等の活動に関する各種情報のデータベースの構築に向け、関係機関の調査及び技術面の調査を行う。</p> <p>・大学情報データベースの平成18年度本格稼働に向け、データベースの構築及び試行テストを行う。</p> <p>・広報・社会連携の学内体制を引き続き再検討し、整備し積極的に展開する。</p> <p>・地域との情報システムを引き続き検討し、積極的に展開する。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1. 教育活動に必要な施設の充実を図る。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>118 ○ 情報技術の進展に対応する施設機能の向上を図る方策を策定し、実施する。</p> <p>119 ○ 学生の視点を取り入れた施設づくりを進展させるための方策を検討し、実施する。</p>	<p>・「学勢調査」の結果も参考にして、情報技術の進展に対応する施設機能の向上を図る方策を検討する。</p> <p>・平成16年度の「学勢調査」の試行によって判明した問題点を改善するための具体的方策を確立する。</p>

2. 研究機能の充実を図る。	120	○ 間接経費の措置された競争的資金を獲得した研究者が研究実験場 所を確保できるための方策を検討し、実施する。	・研究実験場所の学長裁量スペース及び部局長裁量スペースの確保を 遂行する。 ・研究実験スペースの柔軟な運用に関する規則を制定する。 ・標準以上の研究実験場所使用への条件を満たす研究者へ、研究実 験場所の使用を許可する。 ・新規建物建設への努力を継続する。
3. 産学連携の推進を図る。	121	○ 共同研究をサポートする研究施設について、大学の内外でのス ペースを確保するため地方自治体及び企業等と連携の推進を図る。	・すずかけ台地区において、横浜市が運営に協力し、中小企業基盤整 備機構が建設に着手するインキュベーション施設の基本構想の策定、 改定・建設・運営に協力する。 ・静岡県のファルマバレー構想に対応して、医工連携融合事業を同県 内の病院に確保した研究場所を用いて実施する。 ・組織的産学連携協定締結企業を中心に、研究企画・実行などを検討 する連携協力委員会等で企業内への連携研究施設の設置について協 議する。
4. キャンパス環境の充実を図る。	122	○ キャンパス環境の調和、個性化及び長期的な視点に立ったキャン パス計画を策定し、推進する。	・総合的なキャンパスデザインを形成するための現状調査を継続して行 う。 ・グランドデザインの検討を行い、可能なところから計画の推進・整備を 図る。 ・キャンパス環境の充実を図る具体的方策を検討し、可能なものから実 施する。
5. 国際化の推進を図る。	123	○ 地域住民及び地元自治体との連携を図り、緑の空間の確保や広い 世代に利用しやすい環境とするための方策を策定し、実施する。	・地域住民及び地元自治体との情報交換を踏まえ、環境整備計画の検 討を行い、可能なものから実施する。
5. 国際化の推進を図る。	124	○ 外国人教員・研究者のための教育研究スペース、生活支援のため の施設の確保等について方策を策定し、実施する。	・留学生、外国人研究者、外国人教員が教育研究スペース及び生活支 援施設を確保するための方策、経済的支援策等の構築を検討し、可能 なものから実施する。
6. 学内情報基盤を整備する。	125	○ ネットワーク、キャンパス情報化はもとより、学内の研究・教育・学習 情報基盤をハード面、ソフト面も含めて整備することによって、教育研究 への支援体制を強化する。	・新世代計算科学インフラ構築のため、次期スーパーコンピュータ及び教 育・研究用コンピュータの設計・仕様策定・調達を行うとともに、システム導入 のための環境整備を検討し、可能なものから実施する。 ・キャンパスネットワークの冗長化の計画を策定する。 ・講義資料、講義ビデオ、研究論文等の研究・教育コンテンツの蓄積活 用を進め、検索機能を提供する。

	126 ↓ 28	○ (再掲)大岡山, すずかけ台, 田町キャンパスに加えて東京工業大学キャンパスイノベーションセンターも含めて, 教育研究の国際化, メディア化, IT化等に対応するために, 講義等の遠隔配受信を推進する機器, 情報ネットワーク, AV機器等関連施設等のハード面の整備を行う。さらに, 遠隔講義を行う際のコンテンツ作成等ソフト面についての支援体制を構築する。	・学内の情報基盤の整備を開始する。 ・e-learning, 遠隔教育を行うためのサポートシステムの構築を開始する。 ・大岡山キャンパスとすずかけ台キャンパス間の遠隔講義システムを構築する。
7. 施設マネジメントの体制を整備する。	127	○ 施設マネジメントを行う体制を確立する。	・施設マネジメントの組織体制の見直しを行う。
8. 施設の点検・評価の推進を図る。	128	○ 施設の点検・評価の推進及び点検・評価を活用する整備システムを構築する。	・施設の点検・評価を活用する方策を検討する。
9. 施設の維持管理の適切な実施を図る。	129	○ 施設の維持管理について, 計画的に遂行するための方策を検討し, 実施する。	・健全度調査を継続して実施する。 ・各建物の老朽度のデータベースを活用し, 順次適切な維持管理に努める。
2 安全管理に関する目標		2 安全管理に関する目標を達成するための措置	
1. 総合安全管理センターを中心として, 化学薬品・設備の安全管理と健康管理の充実を図る。	130	○ 総合安全管理センターを中心に安全管理の意識改革・教育等を徹底させる工夫をする。	・安全管理に関する各種点検を定期的に行う。 ・メンタルヘルスケア等の健康保持増進対策を実施するために調査を行う。 ・安全管理に関する講習会, 訓練等を実施する。
	131	○ 総合安全管理センターを中心として, 情報ネットワークを利用した化学薬品の安全管理体制を確立する。	・ITech ChemRSの高圧ガスポンベの登録機能の開発を行う。
	132	○ 廃棄物の適切な処理を徹底する。	・ITech廃棄物処理委託先診断評価ツールを活用し, 廃棄物の適切な処理を実施する。 ・事業活動に係わる環境配慮の取り組み状況を記載した環境報告書の作成を検討する。
	133	○ 教職員が安全管理に関する国家資格を取得することを推奨し, また, 取得するための支援策, 取得資格に対応した待遇改善の方策を検討し, 実施する。	・安全管理に必要な国家資格取得を継続して推進する。 ・引き続き, 資格取得者(衛生管理者)のうち, 衛生管理業務を行う職員には安全衛生業務手当を支給する。
2. 災害, 事故等, 突発的事態に対応でき, 地域社会の安全管理にも貢献できるキャンパスとするための危機管理体制を確立する。	134	○ 携帯電話の利用等による学生に対する安否確認の危機管理システムを確立する。	・安否確認の際の携帯電話等を使用する方法について, 引き続き検討する。

135	○ キャンパス全体のセキュリティー対策について方策を策定し, 実施する。	・職員証, 学生証等を利用した建物出入口管理によるセキュリティー方法を検討する。
136	○ 倫理審査委員会を拡充し, 社会生命倫理に則した生命科学的研究・開発を促進する。	・全学の研究上の倫理に関する体系的な整備・対応の在り方について, 検討を開始する。